

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

1 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか六十の関係法律の規定の整備等を行う。(第一条～第四十一条、附則第六条、第七条関係)

2 施行期日等

(1) この法律は、一部の規定を除き、民法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。(附則第一条関係)

(2) 所要の経過措置を定める。